

# 青森県報

号外第十九号

平成十六年  
三月二十四日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

- 青森県保育士試験規則の一部を改正する規則…………… (こどもみらい課) …… 一
- 青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一
- 青森県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二
- 青森県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二
- 青森県不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二
- 訓 令
- 本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 二
- 教育委員会
- 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則…………… (県立学校課) …… 三
- 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金賞与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 三

## 規 則

青森県保育士試験規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第八号

#### 青森県保育士試験規則の一部を改正する規則

青森県保育士試験規則(昭和三十四年四月青森県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第四十七条」を「第六条の三十七」に改める。
- 第三条中「第四十三条」を「第六条の十二」に改め、同条第二号を削り、同条第三号イ中「第四十条第一号」を「第六条の九第一号」に改め、同号ロ中「第四十条第二号」を「第六条の九第二号」に改め、同号ハ中「第四十条第三号」を「第六条の九第三号」に改め、同号ニ中「第四十条第四号」を「第六条の九第四号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。
- 第五条第一項中「第四十二条」を「第六条の十一第三項」に、「第四十一条各号」を「第六条の十二第二項各号」に改め、同項第二号イ中「第四十一条の第二項」を「第六条の十一第一項」に、「省令第四十三条の第二項に規定する一部科目合格証明書」を「この当該都道府県知事の証明書」に改め、同号ロ中「第四十一条の第二項」を「第六条の十一第二項」に改め、「学校長又は」を削る。
- 第六条(見出しを含む。)中「一部科目合格証明書」を「証明書」に改める。
- 第四号様式中「地方衛生局長」を「厚生労働大臣」に、「学校(施設)」を「施設」「幼稚園」を「幼稚園施設」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第九号

青森県高齢者円滑人居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

青森県高齢者円滑人居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則（平成十四年四月青森県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

青森県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十七年三月青森県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則

青森県積立式宅地建物販売業法施行細則（昭和四十八年四月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

青森県不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則（平成七年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

# 訓 令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁電話交換員就業規則の一部を改正する訓令

本庁電話交換員就業規則（昭和三十三年四月青森県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める電話交換員の就業時間は、前項の就業時間の範囲内で、防災消防課長が定める。

第十条中「電話交換員」の下に「（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

## 教 育 委 員 会

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 学校評価  
（学校評価）

第五条の二 学校は、その教育水準の向上を図り、教育目標を達成するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第七条の見出し中「等」を「及び職員会議」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 校長は、学校の運営上必要と認めるときは、その職務の円滑な執行に資するため、

職員会議を置くことができる。

第七条に次の二項を加える。

3 職員会議においては、校長が必要と認めた事項について、職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行う。

4 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

第二十三条第一項中「第二十一条」を「第十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭